



生 活 情 報 誌

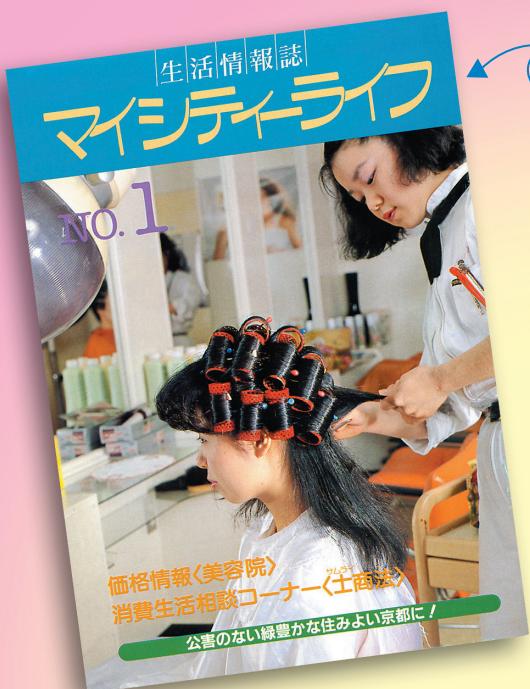
発行:文化市民局 市民生活部 市民総合相談課



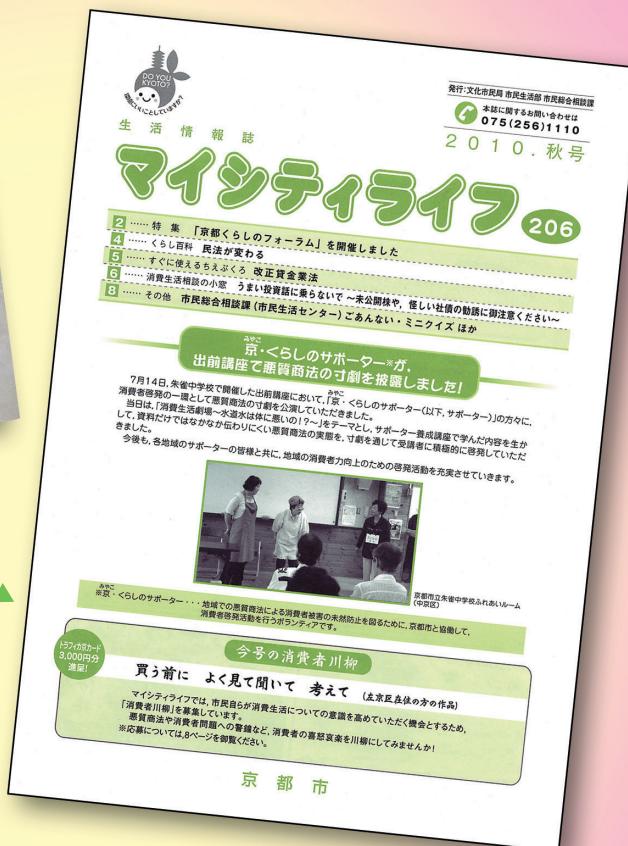
本誌に関するお問い合わせは  
075(256)1110

2010. 特別号

# マイシティライフ



第1号の表紙です。美容院の価格情報や「土商法（資格取得のための受講者を募る商法）」が特集として組まれています。



最新号206号の表紙です。改正  
貸金業法や未公開株などに関する  
トラブル事例が掲載されています。

生活情報誌「マイシティライフ」は、昭和59年5月に第1号を発行して以来、市民の皆様の暮らしに役立つ生活情報や市民総合相談課（市民生活センター）に寄せられる相談事例などを紹介してまいりました。発行は、年4回（3月・6月・9月・12月）で、市役所案内所や各区役所・支所などでお渡ししています。

今回、広く「マイシティライフ」について知りたいとともに、消費生活に関する相談窓口としての市民総合相談課（市民生活センター）をご案内するため、特別号を発行し、各ご家庭に配布することにしました。生活情報誌「マイシティライフ」を皆様の安心・安全な暮らしに役立てていただき、消費生活にかかわる困り事や心配事のご相談には、市民総合相談課（市民生活センター）をぜひご利用ください。

京 都 市

こんなことでお困りではありませんか？

## 困ったときは、市民総合相談課（市民生活センター）へ相談を！

市民総合相談課（市民生活センター）では、市民の皆様の消費生活にかかる相談を受け付けています。ここでは、相談の中から多く寄せられる事例をご紹介します。

- 「上場間近で必ずもうかる」と言われ、A社の未公開株を買ってしまったが、上場せず話が違う。
- 「消防署の方から来ました」と消防署員を名乗る男性が家にやって来て、住宅用火災警報器の購入を迫られた。一度断ったがまた来ると言う。どうしたらよいか。
- 電話で断ったにもかかわらず、書籍を勝手に送り付けられ、1万円を請求されている。
- インターネット上で無料サイトだと思いクリックしたら、料金請求画面が表示され、消えなくなった。
- 訪問してきた業者に無料で床下の点検をしてもらったところ、「床下の湿気がひどい」と高額な工事の契約をさせられた。



こんなときは… 消費生活相談ダイヤル 256-0800

- 身に覚えのないアダルトサイトの利用料の請求メールが届いた。今日は日曜日だが、どこかに相談したい。

こんなときは… 土日祝日電話相談ダイヤル\* 257-9002

\*土・日・祝日の緊急時の電話相談専用窓口です。

訪問販売や電話勧誘販売などで契約をした場合…

### 8日間はクーリング・オフができます

突然、業者が訪問してきたり、電話が掛かってきた場合など、心の準備ができていないときに商品を勧められて、適切な判断ができないまま契約をしてしまった場合に、「クーリング・オフ」制度を使って、契約を解除できます\*<sup>1</sup>。クーリング・オフができるのは、契約書などの適正な書面を渡された日を含め8日以内\*<sup>2</sup>です。

\* 1 3,000円未満の現金取引の場合などは、クーリング・オフができません。

\* 2 マルチ商法は20日以内など、クーリング・オフができる期間が異なります。また、8日を過ぎても販売方法に問題点があれば交渉できる可能性がありますので、まずはご相談ください。

●複数の消費者金融から借金をして少しずつ返済をしてきたが、体調を崩して会社を辞め、返済ができない状態だ。

●10年前からクレジット会社や消費者金融から高金利で借金をしている。毎月きちんと返済しているが、何年たっても完済できない。

こんなときは… 多重債務相談ダイヤル 256-3160 さいむゼロ

### 悪質業者から身を守るために6つの心得

高齢の方や社会的経験の浅い若者だけでなく、あらゆる世代の方々から悪質業者にかかる相談が寄せられています。次の6つの心得を心に留めていただき、悪質業者とかかわらないようにしましょう。

- 1 見知らぬ人の親しげな訪問、接近に要注意。簡単にドアを開けない。
- 2 甘い言葉にご用心。うまい話はまず疑う。
- 3 預貯金、家族構成などのプライバシーはあかさない。
- 4 納得できるまで説明を受けて、署名や押印は慎重に。契約書は必ず受け取り、大切に保管しておく。
- 5 「結構です」、「いいです」といったあいまいな言葉は使わない。必要なければきっぱり断る。
- 6 一人で決めず、契約前に家族や身近な人、市民総合相談課（市民生活センター）に相談しましょう。

### 通知は必ず書面で！

電話では証拠が残りませんので、必ず特定記録郵便で出しましょう。クレジット契約の場合は、クレジット会社にも同じ書面を送りましょう。

### ハガキの記入例

- ・ハガキの表裏をコピーし、特定記録郵便の受領証と一緒に保管しておきましょう。
- ・内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。

□□□-□□□□
○ ○ ○ 会 社
○ ○ ○ 市 ○ ○ ○ 区
○ ○ ○ 町 ○ ○ ○ 町
○ ○ ○ 代 表 者 様

ハガキ表面

契約解除通知 申込（契約）年月日 商品名及び金額 販売会社名 担当者名 上記の日付の申込みを撤回（または契約を解除）します ○年 ○月 ○日 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○○○○○○○
--

ハガキ裏面

理由を記載する必要はありません。

# 市民総合相談課(市民生活センター)ごあんない

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、  
消費生活講座や出前講座等を実施しています。

相談無料

## ■消費生活相談

TEL 256-0800

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

○土・日・祝日の消費生活相談はTEL 257-9002

※午前10時～午後4時、電話相談のみ

○インターネットでも消費生活相談を受け付けています。  
ホームページのURLは下欄をご覧ください。

## ■多重債務相談

TEL 256-3160

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

〈弁護士による多重債務特別相談〉

開催日	開催時間
毎週水曜日	午前9時～正午
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分
第1・第3水曜日の翌週月曜日	午後5時30分～8時30分

いずれも1人当たりの相談時間は45分（面談のみ、電話予約制）

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角  
アーバネックス御池ビル西館4F

※地図は右図をご参照ください。

京都市文化市民局市民生活部

市民総合相談課(市民生活センター)

(FAX) 256-0801

(ホームページ)

[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html)

閉庁日  
(12月29日～1月3日)  
土・日・祝日・年末年始

■地下鉄「烏丸御池」駅下車、  
「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ  
※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの  
公共交通機関をご利用下さい。



消費者啓発ショットムー  
パソコン及び携帯電話から  
アクセスしていただけます。



ただ今募集中……お問い合わせは ☎256-1110

## 出前講座「悪質商法の手口と対処法」

消費生活相談員が「悪質商法の手口と対処法」について出前講座（60分）を行います。消費生活にかかる被害に遭われたとき、地域の皆さんで声を掛け合い、市民総合相談課（市民生活センター）に早く相談してもらうことで、被害を最小限に食い止めることができます。ぜひ、地域でご利用ください。

対象は京都市内在住または通勤通学の方です。会場をご用意いただいたうえで、参加者10名以上で、お申し込みください。内容や時間は相談に応じます。

## くらしのみはりたい

日ごろの生活の中で、高齢者の方などへの消費者被害の拡大防止にご協力いただくボランティア「くらしのみはりたい」を募集しています。活動内容は、①高齢者の方などへの「目配り」「気配り」、②市民総合相談課（市民生活センター）への消費生活相談奨励（「声掛け」）、③消費生活への关心を高めるというものです。登録者には、「くらしのみはりたい」ステッカーを交付し、最新の消費生活情報を、月1回程度、電子メールまたはファックスで提供します。

対象は、京都市内在住または通勤・通学の20歳以上の方です。応募方法についてはお問い合わせください。

## 消費者川柳

消費者川柳を募集し、1作品を「マイシティライフ」各号でご紹介しています。

対象 京都市内在住または通勤通学の方／応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳／応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、市民総合相談課（市民生活センター）へ郵送またはファックスしてください。ホームページからも応募できます。／その他 作品掲載の謝礼有（トライフィカ京カード3,000円分）